

令和 2 年度
「恩納村景気回復支援商品券事業」加盟店募集要領

恩納村商工会

1. 目 的

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた全村民への生活支援
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が低下した村内事業所、農水産業者への支援
- ③ 村内事業所等で利用できる商品券を発行し、村内経済の活性化を図る

2. 主 催：恩納村 恩納村商工会（業務委託）

3. 加盟店資格

村内事業所で商品券の取扱い対象商品・サービスを提供できる店舗等

4. 商品券利用期間

令和 2 年 9 月 1 日（火）～ 令和 2 年 12 月 31 日（木）

5. 換金申込期間

令和 2 年 9 月 1 日（火）～ 令和 3 年 1 月 29 日（金）

6. 換金申込窓口及び換金方法

- (1) 商品券を換金する加盟店は、商品券を商工会に持参し、所定の「換金申込書」により申し込むものとする。
- (2) 商工会は、「換金申込書」を確認後、翌週末に貴社の指定口座に振込むものとする。振込手数料は、当商工会が負担する。

7. 商品券の給付

- (1) 役場より世帯毎に書留にて郵送（R 2 年 7 月 1 日現在の住民が対象）

8. 商品券の名称及び内容

- (1) 「恩納村景気回復支援商品券」と称し、1 冊 10,000 円綴り（500 円券×20 枚）
（内容：農水産物専用 3,000 円・共通商品券 7,000 円）
- (2) **商品券の取扱ができる事業所は村内事業所であり、登録加盟店であること。**
- (3) 加盟店は、お客様が一目でわかるよう加盟店ステッカー・ミニのぼりを店頭に掲示する
（登録後に本会から交付する）
- (4) 商品券は、加盟店で取り扱う商品・サービス等の支払いを原則とします。
但し、煙草、公共料金等（電気、水道、ガス、携帯使用料他）の支払い等には使用できないものとする。
- (5) 商品券を他人に売買することはできない。
- (6) 本商品券の利用に伴う釣銭の支払いや返金等は出来ないものとする。

9. 宣伝広報

本事業について広く地域住民に周知するため、村及び商工会ホームページや、参加店ステッカー・ポスター・のぼり等の掲示を行うと共に、村広報紙等も活用周知する。